

平成21年9月定例会

議案説明資料
(第1次追加提案分)

教育委員会

平成21年9月定例会 議案説明資料目次

教育委員会

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第8号	議会の委任による専決処分の報告について (1) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴 えの提起について (平成21年9月29日専決) (2) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和 解について (平成21年9月29日専決)	人権教育課	1~2

<p>件 名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (1) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成21年9月29日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 請求の相手方 西伯郡南部町内 個人2名（借受者及び連帯保証人）</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県育英奨学資金貸付金の借受者及びその連帯保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、延滞金の支払及び訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

件 名	議会の委任による専決処分の報告について （2）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について （平成21年9月29日専決）	
提 出 理 由	1 提出理由 （1）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者（借受者及び連帯保証人）に対し 支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に 移行した。 （米子簡易裁判所平成21年（ハ）第774号貸金請求事件） （2）訴訟の過程において米子簡易裁判所の和解勧告があったことにかんがみ、地方 自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2項の規定により、これを本議会に報告するものである。	
及 び 概 要	2 概 要 （1）和解の要旨	
	区 分	訴 訟 の 概 要
	相手方	和解の概要
	米子市内 個人2名 (借受者及び連帯保証人)	同左
	相手方の債 務の内容	未返還金を分納する。
	額	未返還金全額
	返還方法	同左
		① 相手方は、970,912円（内訳 進学奨励資金の未返還額 955,462円、支払督促申立手続費 用10,450円、追納手数料5,000円） を平成21年10月から全額返還する までの間、毎月月末までに5,000 円ずつ（最終支払月にあつては 912円）県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、10,000円 に達したときは、相手方は期限の 利益を失う。
	（2）和解の理由 次の理由から、米子簡易裁判所の和解勧告は、県として受け入れることができ る内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であるこ と。 ② 和解勧告による返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこ と。	